

# 選択したレベルに対応する本人確認の手法例の選択

【行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成31年2月25日））抜粋】

表 2-3 保証レベルと手法例の対応付け（個人）

必要な保証レベル		オンラインによる手法例
身元確認保証レベル	当人認証保証レベル	
レベル3 対面での身元確認	レベル3 耐タンパ性が確保されたハードウェアトークン	レベルA
レベル2 遠隔又は対面での身元確認	レベル2 複数の認証要素	レベルB
レベル1 身元確認のない自己表明	レベル1 単一又は複数の認証要素	レベルC
該当しない	該当しない	レベルD

表 2-4 手法例と実現できること・特徴の対応表（個人）

	オンラインによる手法例	実現できること・特徴
レベルA	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード（公的個人認証：利用者証明用電子証明書）の耐タンパ性ハードウェアトークンによる当人認証を実施。</li> <li>申請データに対するマイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による電子署名を付与。</li> </ul> ※耐タンパ性ハードウェアトークン例： -PIN+ICカード（マイナンバーカード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、個人の基本4情報を毎回確認している。</li> <li>マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）の機能により付与された電子署名を検証することにより、非常に高い信用度で「身元確認」を行っている。また、耐タンパ性を有したハードウェアトークンにより非常に高い信用度で「当人認証」を行っている。</li> </ul>

## 電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

## 改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

## 公的個人認証法の一部改正

## 電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

## 1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
  - 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
  - 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
  - 電子証明書、秘密鍵・公開鍵(鍵ペア)等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



## 2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
  - 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

## 3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請(オンライン)を求める規定を整備する。
  - スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
  - 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。